

第2弾がんばるお店・お宿応援事業 よくある質問

令和3年3月22日
兵庫県中小企業団体中央会

1. 事業

Q1：どのような事業ですか？

A1：がんばるお店・お宿応援事業（以下、「当事業」という）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店、宿泊施設が・テイクアウト・デリバリーの実施、地元食材を使用した新商品開発、新型コロナウイルス感染症防止対策等事業の安定的な継続と感染症蔓延防止を推進する取組みに対して、その経費を補助します。なお、売上の減少がなくても申請することができます。

2. 補助対象者

Q1：補助対象者は？

A1：兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店及び旅館業法上の営業許可を受けているホテル・旅館・簡易宿泊所の宿泊施設を営む中小法人・個人事業者のみを対象にします。

なお、テイクアウトやデリバリー専門店、移動販売、イートインその他店舗内又は店舗外に飲食に供する設備を有しない店舗を除きます。

あわせて対象期間（令和3年4月1日～6月30日、以下「対象期間」という）までに対象店舗・施設の営業許可を受けていない場合も対象外です。

【営業許可の開始日による対象期間の考え方】

例	営業許可の開始日	対象期間
1	令和3年4月1日以前	令和3年4月1日～6月30日
2	令和3年6月1日	令和3年6月1日～6月30日
3	令和3年7月1日	営業許可の開始日が対象期間内でないため、申請できません

Q2：県外の事業者でも大丈夫ですか？

A2：主たる事務所が兵庫県外でも兵庫県内に店舗があれば対象になります。但し、国内企業に限ります。

Q 3 : 中小法人・個人事業者とはどのような事業者ですか？また、常時使用する従業員の定義を教えてください。

A 3 : 中小企業基本法に基づく中小企業者の要件に該当する法人です。下記のいずれかの要件を満たす場合は対象とします。

(中小法人の範囲)

業種	資本金または従業員のいずれかに該当することが必要です	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
飲食業	5千万円以下	50人以下
宿泊業	5千万円以下	200人以下

常時使用する従業員とは労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇予告を必要とする者」となります。原則、会社の代表や役員、事業主は常時使用する従業員には含みませんが「従業員と兼務している役員」は常時使用する従業員に該当します。

Q 4 : みなし大企業について教えてください。

A 4 : みなし大企業とは、大企業の傘下に入り、実質のコントロールは大企業が行っている企業のことを指します。この判断基準は以下のとおりです。

ア発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
イ発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している法人
ウ大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q 5 : 複数の店舗を経営している場合、補助対象になりますか？また飲食業のほかに宿泊業と両方の営業許可証をもっていますが申請方法はどちらになりますか？

A 5 : それぞれの店舗が補助要件を満たしている場合、複数の店舗が対象になります。補助額下限5万円上限10万円に対象店舗数を乗じた額を限度に申請額を算定し、対象経費に充てることができます。

なお、申請は店舗ごとではなく、中小法人または個人事業主で行なってください。但し、申請は1事業者1回のみです

さらに飲食業・宿泊業両方の営業許可証をもち、その対象店舗が補助要件を満たしている場合は各業種ごとに別々で中小法人または個人事業主で申請してください。

Q 6 : フランチャイズ契約を受けて行う店舗は対象ですか？

A 6 : 個人事業主として営業許可証を保有し、その対象店舗が補助要件を満たしている場合、対象になります。

Q 7 : 営業許可証の名義が当事業の申請者と同一である必要がありますか？

A 7 : 営業許可証と当事業の申請者は同一である必要があります。

事業申請者＝営業許可証の名義人＝振込先口座の名義人とお考えください。

申請の受付期間までに営業許可申請事項（名義変更）の手続きをとられるようお願いいたします。

何らかの事情により名義が一致しない場合は、様式2の申出書に理由を書いて提出してください。

ただし、申出書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。

Q 8 : 複数の店舗を経営していますが営業許可証はすべて店舗分必要ですか？

A 8 : 対象となる県内の店舗分すべての営業許可証が必要です。

Q 9 : 営業許可証を紛失してしまった場合、どうすればよいでしょうか？

A 9 : 各所管の保健所において、営業許可証の再発行の手続きが可能ですので、営業許可証発行元（保健所）へお問い合わせください。お問い合わせの結果、営業許可証の再発行が不可能な場合、営業許可内容の証明書を発行のうえ、写しを添付してください。

3. 補助金額・対象期間・補助対象経費について

Q 1 : 補助金の交付申請額（請求額）について詳しく教えてください。また複数店舗で申請する場合についても教えてください。

A 1 : 補助金の額は、1店舗あたり下限5万円、上限10万円です。補助限度額は1店舗あたりの下限5万円および上限10万円に店舗数を乗じた金額が、申請できる補助金額の下限および上限となります。

具体的には、

1つの店舗の申請について

例) 1つの対象要件に該当する飲食店を運営

個人事業主：兵庫 太郎

運営する飲食店：〇〇食堂

⇒申請できる補助金の額：下限5万円～上限10万円

①補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が10万円以上であった場合、上限額が10万円と定められておりますので、補助金の交付申請額（請求額）は10万円となります。

②補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が10万円より少ない（例8.4万円）の場合（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）となり、補助金の交付申請額（請求額）は8.4万円となります。

③補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が下限の5万円を下回る場合は、補助金を支給できません。

複数店舗の申請（例えば県内で3店舗を運営している場合）について、

例) 1人の個人事業主で3つの対象要件に該当する飲食店を運営

個人事業主：兵庫 太郎

運営する飲食店：〇〇食堂、△△食堂、□□食堂

⇒申請できる補助金の額：下限15万円～上限30万円

- ①補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が30万円以上であった場合、1店舗あたりの上限額が10万円と定められておりますので、補助金の交付申請額（請求額）は30万円となります。
- ②補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が30万円より少ない（例24.4万円）の場合（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）となり、補助金の交付申請額（請求額）は24.4万円となります。
- ③補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が下限の15万円（5万円×3店舗）を下回る場合は、補助金を支給できません。

Q2：対象経費（税抜き）の計算について教えてください。

A2：税込み金額からそれぞれの対象税額で割り戻してしてください。

(計算例) (10%の場合) 備品5,500円÷1.1=5,000円
(8%（軽減税率）の場合) 食品等5,500円÷1.08=5,093円

Q3：対象経費について教えてください。

A3：事業所において新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店、宿泊施設が・テイクアウト・デリバリーの実施、地元食材を使用した新商品開発、新型コロナウイルス感染症防止対策感染拡大を予防するために必要な経費が対象となりますが、判断に迷うものは審査の際に対象外と判断される場合がありますので、募集要領に記載されている補助交付の対象となる経費及び経費例をご覧ください。個人からの購入は不可とします。

4. 対象期間について

Q1：補助対象期間は？

A1：令和3年4月1日から令和3年6月30日までに発注（契約）、納品、支払った経費が対象となります。その期間内に支払いを示す領収書が必要となります。

Q2：商品等を発注したら納品が数カ月と言われたが申請可能ですか？

A2：補助対象期間の間に発注、納品、支払いが必要です。納品が7月1日以降であれば対象外です。

5. 申請手続きについて

Q 1 : 申請手続きは？

A 1 : 対象事業（発注、納品、支払）が完了すれば、募集期間内（令和3年4月1日（木）～令和3年7月31日（土））はいつでも交付申請することができます。兵庫県中小企業団体中央会HP（<https://www.chuokai.com>内）から申請書類をダウンロードしていただき、必要な事項を記載の上、添付資料と一緒にレターパック又はレターパックライトで郵送してください。感染防止や書類紛失の観点から、持参による申請は受付できません。
なお、申請書類は、最寄りの県民局商工労政担当課、商工会議所、商工会でも配布します。

Q 2 : 申請すれば補助金がもらえますか？

A 2 : 要件を満たしさえすれば支給されるものではありません。「補助金」とは、対象となる事業（補助事業）の要件・内容があらかじめ決められていて、行った際に要した対象経費について審査の結果により補助金を支給します。対象となる経費を支払った領収書が必要です。

Q 3 : 申請に必要な書類を提出した後は、補助金の入金まで何も手続きをしなくても良いのですか？
申請後に実績報告書の提出等の手続きはないのですか？

A 3 : 交付申請書と添付書類をご提出いただいた後は、事務局で審査し、申請額と審査で決定した補助金額が同額の場合は、通知等なく補助金を入金しますので、申請書類に不備がなかった場合は、申請書類の提出1度きりとなります。

前回の「がんばるお店・お宿応援事業」では、交付申請書をご提出いただいた後に、事務局から交付決定通知を発送し、その後に実績報告書をご提出いただいておりますが、第2弾「がんばるお店・お宿応援事業」では、1度の申請書類の提出で補助金の審査を行いません。申請の流れについては、募集要領P5をご覧ください。

Q 4 : 申請に必要な書類は？

A 4 : ①申請書（必要事項をすべて記載）

②営業許可証写し（複数店舗で申請する場合は対象店舗ごとの営業許可証）

（※申請者と営業許可証の名義が一致しない場合は、申出書（様式2）の提出が必要）

③領収書写し（必ず内容、金額、支払日が確認できるものを添付してください。領収書だけでは品名がわからない場合は適宜請求書、納品書など品名の分かる書類を添付してください。品名の記載がないなど、内容が確認できないものは補助対象外となります。）

④補助金振込先口座の通帳の表紙見開きページの写し（申請者名義の金融機関口座に限る）

6. 領収書

Q 1 : 領収書・レシートについて教えてください。

A 1 : 領収書・レシートは、必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載がないなど内容が確認できないものは対象外とします。レシート・領収書で内容が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。

Q 2 : 領収書がとれない場合はどうしたらよいですか？

A 2 : 領収書・レシートがない場合、支払いの確認が取れないので受付することはできませんので、購入先に発行を依頼してください。

ただし、クレジットカード払いや 銀行振り込み、 ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして以下の書類で申請可能です。

【クレジットカード払いの場合 (①～③ 全て)】

①補助対象期間のカード利用明細書 (プリントアウトしたもので可)

※カードの名義人は「法人名 (個人事業主の場合は屋号) + 代表者名または社員名」または「代表者名」であることが必要です (代表者以外の個人名義カードは不可)

②補助対象期間内にカードの利用金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー (「電子通帳引き落とし明細」も可)

③補助対象期間の請求書、納品書 (商品明細と購入者 (申請者と一致) が確認できるもの) (コピー可)

【銀行振り込みやネットバンキングによる支払いの場合 (①～②全て)】

①補助対象期間内の振り込み控え (プリントアウトしたもので可) または、振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー (「電子通帳引き落とし明細」も可)

②補助対象期間の請求書、納品書 (商品明細と購入者 (申請者と一致) が確認できるもの) (コピー可)

Q 3 : 領収書やレシートに商品一式としか記載されておらず、何を購入したか証明できません。

A 3 : 「一式」のみの記載だと内容が確認できないため、購入内容を証明できるものが無い場合は申請できません。

Q 4 : 値引きについて教えてください。

A 4 : 消費税額計算前の値引きの本体価格から消費税額計算後の値引きは値引き分を差し引いて計算した金額を補助対象経費とします。

Q 5 : ポイント支払いをいしたが申請可能ですか？

A 5 : ポイント購入分は対象外となります。消費税額計算前のポイント支払いの本体価格から消費税額計算後のポイント支払いはポイント支払い分を差し引いて計算した金額を補助対象経費とします。

7. 補助金の振込み

Q 1 : 申請してどのくらいの期間に支払われますか？申請してから通知がありますか？

A 1 : 申請書類に不備がない場合は、原則として申請を受け付けてからおおよそ1～2か月以内を目途にお支払いする予定です。交付決定などの通知は致しません。指定口座への補助金の振り込みをもって交付決定通知といたします。

なお、審査の結果を踏まえ、補助金申請額と支払い額は一致しない場合があります。